

非稼働病棟を有する医療機関への対応について（令和3年3月8日付け2医計第931号愛知県保健医療局長通知）新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|---|--|
| <p data-bbox="359 323 1258 373">非稼働病棟を有する医療機関への対応について</p> <p data-bbox="210 495 379 546">(前文略)</p> <p data-bbox="783 579 834 625">記</p> <p data-bbox="184 663 872 714">非稼働病棟を有する医療機関の方針</p> <p data-bbox="184 747 1430 882">1 病床過剰地域に所在し、以下のいずれかの条件に該当する病院に対して、国通知に基づく対応を進める（別添参照）。</p> <p data-bbox="231 915 1430 1050">(1) 病床の開設許可後（新規開設、変更許可含む）、1年経過後においても、稼働していない病棟を有する病院</p> <p data-bbox="231 1083 1196 1134">(2) 5年以上、稼働していない病棟を有する病院</p> <p data-bbox="296 1167 1430 1386">（(1)又は(2)の条件に該当しない医療機関については、これまでどおり各地域の地域医療構想推進委員会において、取組の方針を決定する。）</p> <p data-bbox="184 1419 1430 1554">2 本方針に基づき令和3年4月から各構想区域で協議を進める。</p> <p data-bbox="252 1587 379 1638">(削除)</p> | <p data-bbox="1626 323 2525 373">非稼働病棟を有する医療機関への対応について</p> <p data-bbox="1486 495 1656 546">(前文略)</p> <p data-bbox="2050 579 2101 625">記</p> <p data-bbox="1460 663 2148 714">非稼働病棟を有する医療機関の方針</p> <p data-bbox="1460 747 2703 882">○ 病床過剰地域に所在し、以下のいずれかの条件に該当する病院に対して、国通知に基づく対応を進める（別添参照）。</p> <p data-bbox="1507 915 2703 1050">① 病床の開設許可後（新規開設、変更許可含む）、1年経過後においても、稼働していない病棟を有する病院</p> <p data-bbox="1507 1083 2454 1134">② 5年以上、稼働していない病棟を有する病院</p> <p data-bbox="1567 1167 2703 1386">（上記の条件に該当しない医療機関については、これまでどおり各地域の地域医療構想推進委員会において、取組の方針を決定する。）</p> <p data-bbox="1460 1419 2703 1554">○ 本方針に基づき令和3年4月から各構想区域で協議を進める。</p> <p data-bbox="1460 1587 2703 1806">○ 新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に病床稼働率が減少したことによる非稼働病床に関しては、留意の上、取組を進める。</p> |

3 非病床過剰地域に所在するが、上記1 (1) 又は (2) のいずれかの条件に該当する病院に対しては、各地域の地域医療構想推進委員会において説明するよう求め、地域医療構想推進委員会は医療審議会（医療体制部会）に意見を報告する。なお、医療審議会（医療体制部会）において意見を付された病院は、その意見を踏まえた対応に努めるものとする。